

令和4年3月 宇都宮市森林整備計画変更の概要

- ◎ 全国森林計画及び鬼怒川地域森林計画の変更に伴い、宇都宮市森林整備を変更しました。
主な変更事項は、以下のとおりとなります。

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法（P4）

- ・ 大雨や短時間豪雨の発生頻度が増加していることから、林地の保全を図り林地の更新の妨げとならないよう、主伐に際しては、『「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うもの』とした。

2 択伐（P5）、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法（P10）

- ・ 時代に応じた新たな施業に対応するため、択伐・間伐について、『新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合、林業普及指導員（資格を有する県職員）又は市の林務担当部局と相談の上、適切な伐採率（間伐率）等で実施するもの』とした。

3 人工造林の対象樹種（P7）

- ・ 苗木の選定については、低コスト造林と収穫期間の短縮を図るため生長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉症対策のため少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の使用を進めることとした。

4 人工造林の標準的な方法（P7）

- ・ 時代に応じた新たな施業に対応するため、森林所有者は、『標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合、林業普及指導員（資格を有する県職員）又は市の林務担当部局と相談の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するもの』とした。

5 天然更新に関する事項（P8）

- ・ 天然更新は不確実性が伴うものであることから、確実な更新を達成するため、天然更新に関する指針として、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとした。

6 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準（P9）

- ・ 当該基準を『地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示すように、「現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100mに存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林」とする。』とした。